

## 第74号議案

### 春日西多目的広場公園の区域外設置に関する協議について

上記について、別紙のとおり提出する。

令和5年9月1日

春日市長 井 上 澄 和

#### 提案理由

春日市が市の区域外(那珂川市)に春日西多目的広場公園を設置することについて、那珂川市と協議するため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の3第3項の規定により市議会の議決を求めるものである。

## 春日西多目的広場公園の区域外設置に関する協議について

春日市が市の区域外(那珂川市)に春日西多目的広場公園を設置することについて、次のとおり那珂川市と協議する。

(設置)

第1 春日市は、那珂川市中原東1丁目2番12ほかに面積135.53平方メートルの春日西多目的広場公園(以下「施設」という。)を設置する。

(経費の負担)

第2 施設の設置及び維持管理に要する経費は、春日市の負担とする。

(施設の利用)

第3 施設は、その供用開始の日から那珂川市の住民の利用に供することができるものとする。